

# 土木建築委員会会議記録

土木建築副委員長 阿部 長夫

## 1 日 時

令和2年12月7日（月） 午前 9時58分から  
午前11時15分まで

## 2 場 所

第1委員会室

## 3 出席した委員の氏名

阿部長夫、森誠一、高橋肇、原田孝司、尾島保彦、戸高賢史

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

太田正美、三浦正臣

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 湯地三子弘 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第112号議案のうち本委員会関係部分及び第126号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第128号議案については、可決すべきものと文教警察委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 令和2年7月豪雨災害復旧・復興推進計画の進捗状況について及び放置艇対策についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (5) 大分地方気象台防災管理官立川真彦氏を参考人として招致し、意見聴取を行うことに決定した。
- (6) 県内所管事務調査を12月17日、18日に実施することに決定した。

## 9 その他必要な事項

- (1) 委員長互選を12月11日に実施することに決定した。

## 10 担当書記

議事課議事調整班 主任 阿南絵理  
政策調査課調査広報班 主査 後藤仁美

# 土木建築委員会次第

日時：令和2年12月7日（月）10：00～

場所：第1委員会室

## 1 開 会

## 2 土木建築部関係

10：05～11：15

### (1) 付託案件の審査

第112号議案 令和2年度大分県一般会計補正予算（第7号）

（本委員会関係部分）

第126号議案 公の施設の指定管理者の指定について

### (2) 合い議案件の審査

第128号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について

### (3) 諸般の報告

①令和2年7月豪雨災害復旧・復興推進計画の進捗状況について

②放置艇対策について

③「おおいたの道構想2015」の中間見直しについて

④大分県高齢者居住安定確保計画の変更について

### (4) その他

## 3 協議事項

11：15～11：25

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 参考人招致について

(3) 県内所管事務調査について

(4) その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**阿部副委員長** ただいまから、土木建築委員会を開きます。

審査にさき立ち、内部協議を行います。

去る10月19日、濱田委員長が御逝去されました。謹んで哀悼の意を表します。

本日は、大分県議会委員会条例第9条第1項の規定により、副委員長である私が、議事進行を行います。

今後の土木建築委員会の体制についてですが、12月11日の本会議で当委員会の委員が補充されるので、本会議閉会後に委員会を開き、委員長の互選を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部副委員長** それでは、そのようにしたいと思います。

それでは、執行部と委員外議員が入室しますので少しお待ちください。

〔土木建築部、委員外議員入室〕

**阿部副委員長** これより審査に入ります。

本日は委員外議員として太田議員、三浦議員、に出席いただいています。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

まず、執行部から発言をしたい旨の申出があったので、これを許します。

**湯地土木建築部長** おはようございます。阿部副委員長をはじめ、土木建築委員会の皆さまには常日頃から何かと御指導、御支援をいただき、大変ありがとうございます。

初めに、故濱田洋土木建築委員長の御逝去に接し、生前の御厚情に深く感謝申し上げますとともに、心からお悔やみ申し上げます。

濱田委員長は平成19年の初当選以来、今年

を含め、2度、土木建築委員長を務めていただきました。

また、大分県監査委員をはじめ、決算特別委員会副委員長や予算特別委員会委員長、さらには第98代県議会副議長などの要職も務められ、常に大所高所から県政のお目付役として我々に御指導、御鞭撻をいただきました。

今年の初常任委員会では、地方創生の基盤となる県内の均衡ある発展を願い、過疎化、高齢化で苦勞されている中山間地での事業推進など、土木建築委員長としての力強い決意を熱弁され、私も責任の重さを痛感し、改めて身の引き締まる思いがしました。

7月豪雨で地元玖珠町をはじめ、JR久大本線沿線が甚大な被害を受けたことを誰よりも悲しみ、体調不良で思うように対応できないことを悔やんでいらっしゃいました。

葬儀の際に御遺族からも災害復旧のことが心残りだと嘆いていたとお聞きし、濱田委員長の責任感の強さや郷土愛に敬服した次第です。

コロナ禍での葬儀の参列者の多さ、今県議会冒頭の馬場議員からの追悼演説、一般質問における多くの追悼や感謝のお言葉など、与野党を問わず慕われ、尊敬されていた濱田委員長のお人柄や人徳は言葉で言い尽くせるものではありません。

改めて、濱田委員長の御功績をしのび、謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、私から前回の土木建築委員会以降の情勢を報告します。

まず、県土の強靱化に向けた国の動向です。

防災・減災、国土強靱化に向けた3か年緊急対策が今年度最終年度を迎えることから、新たな5か年対策による国土強靱化の加速と地方創生回廊の構築を全国知事会国土交通常任委員長でもある広瀬知事を先頭に、国や政府に向けてたびたび要請活動を行い、先月20日には菅総理にも広瀬知事から直接訴えました。

菅総理は先週の閣僚懇談会で、総額15兆円に及ぶ防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を年内に取りまとめるよう関係閣僚に指示したと報道されました。

対策には我々が要望していた老朽化対策も含まれており、防災分野のデジタル化推進も柱に据えられると聞いています。初年度分は今年度の3次補正予算にも計上され、15か月予算として前倒し執行される見込みです。

意見書採択や要望活動などで御支援いただいた県議会の先生方に改めて感謝するとともに、引き続き御支援をお願いします。

次に、7月豪雨災害の関係です。早期の復旧、復興に向け、8月に復旧・復興推進計画を取りまとめ、通行止め箇所早期解消や応急工事を進めながら、年末までの災害査定完了に向け、土木建築部をあげて取り組んでいるところです。予定どおり再来週までに市町村を含めた公共土木施設の査定が終了する見込みです。

なお、先週末までの進捗は82.7%です。詳細は後ほど担当課長から報告させます。

また、土木建築委員会として、被災箇所の視察を予定されていると伺っています。現地でお気付きの点は、遠慮なく御指導、御助言をいただければと思います。

最後に、本定例会において債務負担行為や繰越明許費の設定をお願いする補正予算案をはじめ、土木建築部が所管する公の施設の指定管理者の指定、また県営住宅の設置管理に関する条例の一部改正の3議案を提出しています。慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

あわせて、7月豪雨災害復旧・復興推進計画の進捗状況や放置艇対策など、報告4件を審査していただく予定です。どうぞよろしくお願います。

**阿部副委員長** それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案2件、文教警察委員会から合い議のあった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。初めに、付託案件の審査を行

います。

第112号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第7号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**渡辺土木建築企画課長** 第112号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第7号）について御説明します。

お手元の土木建築委員会資料の1ページをお開き願います。

1債務負担行為の補正（追加分）です。まず、ゼロ県債については、債務負担行為の積極的な活用により、施工時期の平準化を進めるとともに、河床掘削や道路法面の崩壊・落石対策など梅雨時期の前までに行わなければならない事業に対し、一般会計で23事業50億円の設定するものです。

また、ゼロ県債以外の債務負担行為の設定として、平成29年台風第18号被害を受けて、津久見川の河川改修工事として実施する、市道岩屋線新港橋の改築工事に関して、標準工期を確保するため、一般会計で2事業3億5千万円をお願いするものです。

続いて、同じ資料の2ページを御覧ください。

2繰越明許費（限度額）です。適切な工期を設定して発注すると、年度を越えることが明らかとなった事業について、表の太枠で記載しているとおおり、一般会計、単独事業で1件2億7,200万円の繰越明許費を設定するものです。これに第3回定例会で承認をいただいた既決分を加えると、一般会計と特別会計の合計で219億5,500万円となります。これらについては、前払金や部分払などによって可能な限り年度内支出に努めます。

なお、今後事業を進めていく上で、現場の状況変化など不測の事態が生じた場合は、契約済のものも含め、令和3年第1回定例会で、改めて繰越明許費（限度額）の追加又は変更をお願いします。

**阿部副委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**原田委員** さきほど渡辺課長から、この債務負

担行為については事業の平準化を目的としていると説明がありました。今までも平準化するために債務負担行為をよくやっていますが、予算は新年度当初予算に計上されたと思います。この時期の債務負担行為というのは、本年度中に工事の発注とか契約をするためのものなのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

**渡辺土木建築企画課長** 委員御指摘のとおり、新年度予算ですと契約の準備行為まではできませんが、4月1日でないで契約自体ができません。それを少し早めて、今年度の2月、3月ぐらいに契約までしておいて、4月1日からすぐに現場にかかれるようにするものです。

**原田委員** 今の23事業、大体そういったようにしていくんですか。この中のいくつかはそういった形になるということでしょうか。

**渡辺土木建築企画課長** まだどれぐらいの数かは細かくは決まっていらないですが、できるだけ前倒しして、4月1日から切れ目なく工事ができるようにしていきます。

**尾島委員** さきほど繰越明許の部分で前払金とか部分払といった支払の話が出ました。例えば、前払、あるいは出来高払は、当然工事が終わった部分の支払を年度末でやるんでしょうけど、この支払の率というか、出来高に対し、どのぐらいの率で支払っているのか。いわゆる部分払ですから、工事が終わって全額払うのか、それともその終わった部分の8割を払うのかとか、多分基準があると思いますが、それは今どうなっていますか。ちょっと分かりにくいですか。

**古庄公共工事入札管理室長** 出来高払については、1割の留保があるので、できた部分の1割は支払えません。（「9割だ。」という者あり）はい。（「前払は。」という者あり）前払は一般的な工事で40%です。あと、中間前払という制度があり、工程が半分いって、出来形が50%あれば、前払と合わせてトータル6割、20%の中間前払ができるようになっています。

**阿部副委員長** ほかに御質疑等はありませんか。  
〔「なし」と言う者あり〕

**阿部副委員長** ほかに御質疑等もないので、第112号議案について採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部副委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第126号議案公の施設の指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

**渡辺土木建築企画課長** 第126号議案公の施設の指定管理者の指定について御説明します。

資料の3ページをお開き願います。

土木建築部が所管する公の施設のうち、別府港北浜ヨットハーバーとハーモニーパークが、今年度末に指定管理者の更新時期を迎えます。このたび、これら施設の指定管理候補者を選定したので、地方自治法の規定に基づき、指定の承認をお願いするものです。

まず、1別府港北浜ヨットハーバーについてです。選定委員会の審査の結果、申請のあった4団体のうち、最も得点の高かった株式会社ササキコーポレーションを指定します。同社は現在の指定管理者ですが、九州を中心とした各地のヨットハーバーの管理で培われた幅広いネットワークとノウハウにより、目標を大幅に上回る係船率を達成しています。今回も親子を対象としたシーカヤックやクルーザーヨットの体験乗船など九州UMI（うみ）アカデミーの開催、セーリング連盟等関係団体との共同によるヨットレースなどを計画しており、マリンスポーツの振興や賑わいの創出につながるものと高く評価されました。指定期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間で、提案価格は、総額5,207万円です。

次に、2ハーモニーパークについてです。県民意見募集、外部有識者の意見聴取を行い、慎重に評価を行った結果、株式会社サンリオエンターテイメントを引き続き任意指定するものです。選定理由は、ハーモニーパークは県管理区域と民間運営施設のハーモニーランド区域が一体的に構成されており、公園の効率的な管理運営や来場者の安全性確保のために一体的な管理

を行うことが合理的であることから、ハーモニーランドの運営主体である株式会社サンリオエンターテイメントを任意指定することが適当と認められたためです。指定期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間で、提案価格は、総額3億4,337万5千円です。

**阿部副委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部副委員長** 別に御質疑等もないので、第126号議案について採決します。

本案は、原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部副委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、合議案件の審査を行います。第128号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**大野公営住宅室長** 資料の4ページをお開き願います。第128号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正のうち、大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明します。

今回の改正は、大分市の大字古国府の区域について、資料下の図のとおり、来年1月から新たな町の区域として画されることに伴い、条例別表第1に記載の県営リバーサイド花園住宅の位置の表記を大字古国府から花園2丁目に変更するものです。

**阿部副委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部副委員長** 別に御質疑等もないので、第128号議案について採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと文教警察委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部副委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと文教警察委員会に回答することに決定しました。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

**島津建設政策課長** 令和2年7月豪雨災害復旧・復興推進計画の進捗状況については、10月31日現在の状況を11月10日に発表していますが、土木建築部が所管する道路・河川等の復旧状況について、その後の進捗も踏まえ、御説明します。

委員会資料の5ページをお開き願います。11月27日現在の状況を取りまとめたものですが、事業箇所数は11月10日に発表したものから減少しています。これは、災害査定効率化のため、近隣箇所を1か所として統合したことによるものです。

1道路の復旧については、事業箇所数79か所に対して65か所、約82%の査定が完了しています。このうち20か所で、既に工事着手しています。なお、発災当初、最大で125か所発生していた県管理道路の全面通行止め箇所については、精力的に復旧を進め、現在残り7か所となっています。引き続き、1日も早い通行止めの解除に向けて、全力で取り組みます。

中ほど、2河川の復旧については、事業箇所数451か所に対し345か所、約77%の査定が完了しています。このうち44か所で、既に工事着手しています。

その下、(1)改良復旧事業の実施にあるとおり、日田市玖珠川の2か所、具体的には天瀬町のJ Aおおい天瀬支店付近とポケットパーク天ヶ瀬付近では、先月査定が完了し、再度災害防止の観点から、改良復旧の事業採択に向け、国と協議を進めています。なお、玖珠川の日ヶ瀬温泉街では、豪雨直後から浸水被害状況や被災水位の調査などを行いながら、降雨や出水状況等の検証を進めています。これらを踏まえ、10月末には地元説明会を開催し、引き続き地元説明を継続するとともに、並行して測量・設

計等を行いながら、整備計画の策定に向けて取り組みます。

3 砂防関係施設の復旧、土砂災害の防止についてですが、事業箇所数 120 か所に対し 94 か所、約 78% の査定が完了しています。このうち 12 か所で、既に工事着手しています。

その下、(1) 改良復旧事業の実施の由布市花合野川については、下流部において、先週査定が完了し、再度災害防止の観点から、改良復旧の事業採択に向け、国と協議を進めています。

(2) 災害関連緊急事業の実施についてですが、上谷川や貫見川など計 6 か所について、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策の事業採択をいただいております。現在、本復旧に向け測量・設計等を実施しています。これらの事業についても、用地をはじめ地元の御協力をいただきながら、年度内の工事着手を目標に、しっかりと取り組みます。

なお、査定の事務にあたっては、被災の日田、玖珠、大分、竹田の 4 土木事務所に対し、本庁及び他の土木事務所から、月当たり 8 から 13 名、12 月まで延べ 79 名の応援を派遣しているほか、他県から 3 名の応援をいただいております。年内の査定完了並びに早期発注に向け、土木建築部一丸となって着実に取り組みます。

復旧・復興推進計画については、今後も適宜、進捗管理を行い、その都度、進捗状況を発表する予定です。今後も適切に計画管理を行い、被災された方々が、一刻も早く安心して暮らせるよう、迅速かつ着実に復旧・復興に取り組みます。

**阿部副委員長** ただいまの報告について、質疑、御意見などはありませんか。

**高橋委員** 素人考えですが、玖珠川の天ヶ瀬温泉街の復旧に関して、川幅を広げれば景観が変わると。それから、川底を深くすれば温泉、泉源が問題になるということで、あそこをどうしていくかが非常に難しい。今、住民との協議という話がありましたが、具体的にどの程度まで話が進み、詰めているのか、どんな話ができているのか、お聞かせ願いたい。

**五ノ谷河川課長** まず 10 月 23 日に全体の説

明会をしました。そのときには約 60 名ほどお見えになり、県側が改良の仕方——例えば、河川を広げるとか、底を掘るとか、かさ上げするとか、いろいろなやり方がありますが、泉源の問題とか、温泉街としての話もあるので、そこをどうするかは、今後、皆さまの御意見を賜りながらやらせていただきたいと御説明しました。

その後、11 月に入って、天ヶ瀬の温泉街、築ヶ瀬地区とか赤岩地区とか全部で 4 地区ありますが、その 4 地区で、それぞれ個別に説明しました。知事からもつぶさに地元の方々の御意見を賜るよう指示されており、細かく御意見をいただいております。

最終的には 11 月 27 日に温泉組合の方々からも御意見を賜り、11 月に全部で 5 回ほど説明会をしました。

今月に入り、皆さまからいただいた御意見を整理し、今後、河川改修の方向性を検討していきます。

さきほど言われたように、天ヶ瀬温泉については、温泉街と河川の改修、治水の仕方の両立が非常に難しいと考えています。正に言われるとおりで思っています。そこをどのレベルで折り合いをつけるかが非常に問題だと感じています。

ただ、大変申し訳ないですが、まだお示しできるものがないので、今は御意見を賜りながら改修の方針を検討しているところです。

**高橋委員** 本当に難しいなと思いますね。では、あなただったらどうするかと言われたら、私も困ります。ただ、また来年の夏前に同じことが起きる可能性はないのかと思うと、時間は非常に限られているなど。それまでにはある程度、何かしておかなきゃいけないんじゃないかなという思いはありますが、なかなかそこは難しいなとも思います。

地元の方の意見を十分酌みながら、原形復旧したらまた同じことが起きるから、何がしかの手を加えていかなきゃいけないとは思いますが、大変難しい。時間が迫る中での判断だとは思いますが、地元との協議も丁寧をお願いします。

**戸高委員** さきほどとの関連ですが、場所によ

りますが、河床掘削もかさ上げも限界があるような状況の中で、例えば、河川の変速というか、流れの方向を変えるという考え等は、あの地域にはないのかなと地元からの声が出てきています。又は分散できるような形はないのかという声も出ていますので、これは具体的にいつまでに最終の決定をして御提示するのかを教えてください。

あと道路の通行止めの箇所がまだどのぐらい残っているか聞きたいと思います。

**五ノ谷河川課長** 川の一部の流れを迂回させるということだと思います。

地元の御意見の中にもそういった話があったことは聞いています。これについては、やはり検討しなければいけないと思っています。今はまだ具体の検討はしていませんが、費用の面とか、実際に迂回させるとしたとき、仮に天ヶ瀬温泉は迂回できたとしても、その下流側でまた合流する、同じようなボリュームの水が流れる所もあるし、技術的な面もじっくり検討していかなければいけないとは思っています。

さきほど早急にという話もありましたが、一般質問の3日目に知事が令和4年度の事業化と言っています。何とかそこまでは改修の方針を示せるよう、努力していきたいと思っています。

**藤崎道路保全課長** 通行止めの箇所は今現在、県道で7か所あります。

**戸高委員** その7か所の復旧見込みは今どこまでいっていますか。

**藤崎道路保全課長** この7か所は、道路が決壊してなくなっているとか、地すべりの兆候も見受けられる箇所もあり、今のところ、いつと提示はできませんが、令和3年度中には何とかできるかなと考えています。

早いところでは令和3年3月のところもありますが、地すべりの兆候が出ているところは少し長引くかなと思っています。

通行止めの箇所は、全て迂回路等がありますし、沿線には人家もないので、特に影響はないかなと考えています。

**阿部副委員長** ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部副委員長** 委員外議員の方、何かありませんか。

**太田委員外議員** 改良復旧事業の花合野川のことについてです。上流域の治山ダム、砂防ダム、河川、それと県道という四つが絡み合っている地域なので、これを今、国と協議中ということですが、後ほど結構ですので、進捗状況も含めて説明いただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

**阿部副委員長** ほかにいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部副委員長** それでは、私から1点。

先日、災害・危機管理対策連絡協議会がありましたが、そのときに議会運営委員長から土木建築委員会で聞いておいてもらいたいと言われたので、お聞かせ願います。

玖珠川の天瀬地域のどの説明会のときか分かりませんが、議会運営委員長が同席していたときに、説明会の中で執行部の皆さんが費用対効果のことを言ったと言うんですね。災害復旧、改良復旧等もやろうとしているときに、費用対効果という考え方はどうなのかな。どういう考え方で費用対効果と言うのかなと。このことを聞いておいてもらいたいと議会運営委員長から言われました。そういった質問は出ましたか。

**五ノ谷河川課長** 費用対効果の話は、私も同席していましたが、多分10月23日の天瀬地区全体の説明会の中の、土木事務所長の話だと思います。

趣旨は、費用対効果、費用に見合った効果という話でしたが、それはごくごく一般論として話したところで、当然公共事業なので、投資する分に見合った効果が必要ですという趣旨で御説明したと私は受け取っています。

もしかすると、井上議会運営委員長が言われたような、災害に見舞われた方々のお気持ちを逆なでして、嫌な気持ちにさせたものがあつたのかもしれませんが、決してそういうつもりで言ったわけではなく、基本的に災害復旧事業というのは当然被災されたところを復旧しなければいけない。これを大前提としてやっています。

そこについて費用対効果とか、そういう話はないです。ただ、今回、天ヶ瀬温泉街に限っては、被災したところが余り多くなくて、その中で、川自体が狭いところに温泉街や住宅が建っている、やはり相当の改修をしなければいけない。それにあたっては何らかの公共事業をやっていかなければいけない。災害復旧プラス、改良復旧的な要素の事業も入れていかなければいけないので、そういった中で費用対効果という言葉が出たと思います。何度も繰り返しますが、決して災害復旧は費用対効果にのっとってやるものではなく、もちろん施設が被災すれば当然それは復旧しますし、足りない河川の断面はさらに改良していくのは当然です。決して井上議会運営委員長が言われたような、そういう意味で言ったわけではないと思っています。

**阿部副委員長** 特に玖珠川、天瀬地区は旅館を廃業するか、再建するかという本当に大変な状況でしょうから、地元の皆さんの同意、合意、これは十分に取付けて、しっかりと災害に強い復旧をしていただきたい。井上議会運営委員長にはそのように言うておきます。ありがとうございました。

ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部副委員長** ほかに御質疑等もないので、次に、②の報告をお願いします。

**渡辺土木建築企画課長** 放置艇対策について御報告します。委員会資料の6ページをお開き願います。

1の令和2年度を取組状況ですが、まず(1)にあるように、昨年4月に施行した大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例に基づき、昨年の佐伯地区に続き、本年4月には大分地区を適正化推進区域に指定し、重点的かつ優先的に係留保管の適正化に取り組んでいます。

(2)の意識啓発等のソフト対策については、各地区の説明会等で船舶所有者等に対して制度の周知や意識啓発を図り、係留区域への移動を促しています。また、港湾法等に基づく効果的な規制措置を実施するため、放置等禁止区域の

指定の拡充を図っており、昨年4月に指定した佐伯港等に加え、新たに14港湾を放置等禁止区域に指定しています。所有者不明の船舶については、簡易代執行等を実施していますが、本年10月には大分市裏川の所有者不明船舶8隻を廃棄物として撤去・処分しています。

(3)の係留施設の整備等のハード対策については、佐伯市の中川、中江川に続き、大分市裏川に暫定係留施設を整備するため、施設の設置及び管理について規定している大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例をさきの第3回定例会で承認いただき、改正しました。また、今月から係船環等設置工事の実施を予定しており、令和3年4月1日から運用を開始する予定です。

(4)の許可の開始については、先行して取り組んだ佐伯地区では本年4月から係留許可の手続を開始していますが、準備が整った豊後高田、別府、中津地区においても係留許可の手続を開始しています。平成30年10月末時点で、県管理の港湾や河川、漁港の3水域には約4,200隻の放置艇が存在していましたが、ハード・ソフト両面の対策により本年10月末時点で1,515隻の放置艇を解消しており、解消率は36%となっています。今月からは新たに中津地区で許可が開始されており、国東、大分、臼杵地区においても年度末に向けてさらに取り組みを加速させていきます。

次に2の今後のスケジュールですが、今年度、裏川や大分港などに係留施設の整備を行います。また、今年度末までに、県管理の3水域で係留区域と放置等禁止区域を指定し、県内全域で係留許可の手続を開始します。所有者不明の船舶については、今年度末までに60隻を簡易代執行等により撤去・処分する予定です。

今後、地域ごとに関係者に対して丁寧な説明を重ねながら、放置艇の解消を図っていきますので、よろしくをお願いします。

**阿部副委員長** ただいまの報告について、質疑、御意見等はありませんか。

**原田委員** プレジャーボートを買ったこともないし、これから買う予定もないから、よく分か

らないですが、例えば、自転車を買うときには自転車登録といって自転車番号と合わせた台帳がありますが、そのようにプレジャーボートを買うときに所有者を明確にできる仕組みは今ないのでしょうか。

**五ノ谷河川課長** プレジャーボートを購入する際には、当然、ちょっと協会の名前は忘れましたが、登録制度になっており、名前と必要な項目と番号を登録するようになっています。

ただ、例えば、登録していない本当に小さなものとか、昔からそのままになっている朽ちた船とか、いろんなのがあって、今回はそういったものを全て整理していきます。

**原田委員** 五ノ谷課長の説明はよく分かりましたが、つまり、今販売されている分は放置されても所有者は分かるが、それ以前のものでまだ整理できていないということなんですね。

**五ノ谷河川課長** ほとんどはそういうことだと思っています。

**戸高委員** 放置された所有者不明のものを撤去されたと思いますが、通常、例えば、所有者が亡くなって管理する人がなくなった場合、どういう形でその所有者が不明と分かって、その処置ができるのかお聞きします。

**中村港湾課長** 所有者不明船の確認ですが、まず所有者の調査をし、見つからない場合は通常6か月保管し、相手がその間に出てくれば引き渡し、その保管の期限を過ぎて、引き渡せない場合は売却又は処分していく、これが放置艇の処分の流れになります。

**戸高委員** 現状を調査するのは、それはそうだと思いますが、その後、そういう不明船について定期的に調査をやっていくのか。そういう仕組みが出来上がっているのか、聞きたかったです。

**中村港湾課長** 今ちょうどその調査をやっていくところです。その調査に基づいて、所有者不明船の数をどんどん確定している状況です。

**戸高委員** 定期的に調査をしないといけないということになりますね。

**中村港湾課長** そうですね。また最終的に県内全域で許可制となれば、それぞれの港や河川で

巡視などをして、船の状況をしっかり確認して管理していくことを考えています。

**戸高委員** 分かりました。エリアごとできちっと管理ができるような体制を取っておかないと、この調査をずっと、何回もするのは大変だと思うので、その辺の仕組みづくりをきちっとお願いします。

**尾島委員** 放置艇の撤去の映像、ちょうどクレーンで吊り上げてトラックで搬出するところをテレビで拝見しました。ここで簡易代執行という言葉が出てきましたが、所有者不明ですから行政代執行してもその費用を取れる見込みはほとんどない。この簡易代執行の定義はどういうものですか。

**渡辺土木建築企画課長** 通常の代執行は義務者がいて、要するに誰かやらなくてはいけない人がいて、その方がどうしても行政の言うことを聞かなくてサボっていると。こういう場合に代わりにやる。その代わり、やってあげて後で代金を請求するという形です。簡易代執行は相手がどこにいるか分からない。これを代わりにやるのが簡易代執行です。相手が分からないので、簡易という分類になっています。

おっしゃったようにお金を取れないので、できるだけ相手をつかまえて、その人にやらせるというのが基本です。

**尾島委員** いや、質問はその先があって、今言われたとおり、調査をして6か月間保管をして、代執行をどんどんやっていくということですが、所有者本人は公告されて分かっている、名乗り出なければ県が処分してくれるという構図になると思います。そこをやはり注意深くやっていかないと。

参考までに、最初に8隻撤去していますが、費用はどのくらいですか。いろいろ船のタイプがあるでしょうし、現場の映像を見ると、半分沈没して土砂に埋まったような船もあったから、ああいう船は吊り上げるだけではなく、少し掘削とかしてやらないと取れんものもあるでしょうから、その辺の費用と、さきほど言った甘えの構造をどう排除していくか、その辺をお願いします。

**中村港湾課長** 昨年度も8隻撤去していますが、委員がおっしゃったように、船の規模とか状態によりその費用はまちまちで、安いものでは大体5万円から10万円程度、高いものは50万円から60万円かかっているものもあります。

**渡辺土木建築企画課長** 甘えの構造については、確かにそういう面があり、放置するのではないかとこの心配があります。県としては、やはり啓発に力を入れ、自分の船は自分できちっと管理していただくことを訴え続けます。

2点目は、住民の方でも、近所の方でも、あの船はあの人が乗りよったぞという情報があれば積極的に寄せていただきたい。誰も分からないからいけないのであって、誰か知っていれば、情報提供していただければこちらから接触するので、ぜひとも情報提供等もよろしくお願いします。

**阿部副委員長** ほかに御質疑等はありませんか。  
〔「なし」と言う者あり〕

**阿部副委員長** 委員外議員の方、何かありませんか。

**太田委員外議員** 車は車検があるので、そのたびに切替えがあるが、プレジャーボートは、登録した後に有効期限を更新して、そのたびに所有者が確定されるのか。

それと、所有にあたって税金として県税なり、係留保管の手数料があつて、その台帳に基づいてみたいものがあるが、毎年利用料金等を徴収するなど、所有者を明確にできるシステムが出来上がっているかどうかお尋ねします。

**五ノ谷河川課長** 定期的な登録については、承知していません。

今後係留施設に係留する船舶については、毎年、係留する料金を支払うとき、必ず所有者を確認するので、暫定係留施設に係留する船舶については毎年度確認できます。

**太田委員外議員** 車だと車庫証明を必ず付けますよね。今の説明では、一度登録すれば、その船が利用できなくなっても登録されたままという状況のようです。その辺を解消するように知恵を出して、最初の段階から本人も管理できて、また県側もしっかりその管理ができる体制を早

急に構築していただきたいと思います。

そして、税金を使わないで、円滑に利用ができて、最終的に船としての機能がなくなったときの本人の責任、義務も含めて買ってもらうような体制を最初から作っていかないと、こういう問題がだらだらと起きていくと思うので、よろしくをお願いします。

**藤田土木建築部審議監** ありがとうございます。定期的に船体の点検はしていると聞いています。

私どもの放置艇という定義は、3水域——漁港、港湾、河川、そこに無届けで泊めているもの、利用者が不明のこともあります。それを放置艇と定義しています。

さきほど言った佐伯の港湾では、今年4月からどの係船環に誰が泊めるという使用許可手続を取っています。それにより、誰がこの係船環を使用し、料金がいくらということが明確になり、許可の期間が1年ですので、これを毎年取っていきます。

さきほど戸高委員から質問があつたように、どこに誰が泊めているということは、許可制とすれば明確になってくると思いますので、それ以外のところに、例えば、登録していない船を泊めていけば、港湾巡視の職員が見て、追っていけるかなと思っています。

それから、今、登録している方が亡くなられた場合は、当然財産ですので、相続人にどうするかをお尋ねし、相続人に撤去していただくか、相続人がそのまま使用するのであれば名義を変えていく形になるかなと思っています。

**太田委員外議員** たまに県外の方がボートを自動車で牽引して佐伯なり蒲江なりに行って利用していることもあると思いますが、その辺の把握はされているんでしょうか。

利用するとき、その人たちがその港湾で手数料を払って利用しているかどうかという実態把握はされていますか。

**藤田土木建築部審議監** その実態把握をこの数年、時間をかけてしっかりやってきているので、基本的には取り漏れはないと思っています。ただ、おっしゃるように、新たにほかの港、例えば、福岡の港から中津の港に来るといった場合も

当然考えられるし、新たな船舶に換える場合もあるのですが、しっかり港湾巡視を重ねながら、無許可で泊めることのないよう、しっかり指導していきたいと思っております。

特に船舶の販売メーカー、例えば、ヤママーなどにも県の考え方をしっかり伝えているので、購入された方は県に、また漁港に泊める場合は市町村にしっかり申請するように、指導は続けています。

**太田委員外議員** 素人で申し訳ない。車みたいに登録番号が船舶に付いているわけですかね。

**藤田土木建築部審議監** 基本的には船体に船舶番号は付いています。ただ、放置される場合、その船舶番号をそいでいる場合が多いと思っております。

また、車でいう車庫証明のようなものが基本的にないので、車庫証明に代わる手続きが船だまりでの小型船舶の使用許可と考えています。

**阿部副委員長** ほかに御質疑等はありませんか。〔「なし」と言う者あり〕

**阿部副委員長** ほかに御質疑等もないので、次に、③④の報告をお願いします。

**種蔵道路建設課長** おおいたの道構想2015の中間見直しについて御説明します。委員会資料の7ページをお開き願います。

本計画の見直しに関しては、今回、概要の報告した後、パブリックコメントを踏まえた修正を行い、再度、次回定例会にて報告し、今年度末に公表予定としています。

お手元の資料左上に記載しているとおり、おおいたの道構想2015は大分県長期総合計画安心・活力・発展プラン2015及び土木建築部長期計画おおいた土木未来（ときめき）プラン2015を補完する計画となっており、道路事業を執行する上で指針としている計画です。

本計画は平成28年度から令和6年度までの9年間を対象としており、昨年度、上位計画の改訂が行われたことを受け、見直しを行うものです。

見直しのポイントですが、近年の大規模災害を踏まえた国土強靱化に資する橋梁の耐震化、法面对策の推進などの取組の拡充、道路構造令

の改正で設けられた自転車通行空間や安心院町で取り組んでいるラウンドアバウトなど新たな取組を追加しています。あわせて、道路整備の状況や防災GISを用いた規制情報などホームページでの積極的な情報発信について追記しています。

目標指標については、現在の計画では15指標を設定しており、中間年次となる令和元年度末時点で、目標達成となっているのが県管理道における法指定通学路の歩道整備率等、8指標です。概ね達成となっているのが主要渋滞箇所対策を講じる箇所数等、4指標です。達成不十分となっているのは2次改築の整備延長等、3指標ですが、これは用地買収の難航により供用年次の遅れが発生したためであり、今後も鋭意交渉を進め、本計画の目標年次である令和6年度に達成できるよう努めています。なお、計画の見直しにより、これら15指標に加えて、九州の東の玄関口に関する指標など新たに4指標を追加した19指標を設定しています。

**樋口建築住宅課長** 大分県高齢者居住安定確保計画の変更について御報告します。資料の8ページをお開き願います。

資料左上、1計画の位置付けに示しているとおり、本計画は、図の中央に記載している大分県住生活基本計画の個別計画であり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条により定められたもので、平成25年に策定し、30年に一部見直しを行っています。

次に、資料右上、2変更の背景として、現行計画が令和2年度で期間が満了することや住宅セーフティネット法の改正及び福祉保健部のおおいた高齢者いきいきプランの見直しとの調和を図るため変更を行うものです。

資料右中段、3現状と主な課題のまず現状として、65歳以上の高齢者人口は、令和7年度まで上昇の見込み、また65歳以上の高齢化率は、令和7年度以降も上昇の見込み、高齢者単独世帯及び高齢夫婦世帯の全世帯に占める構成割合についても増加の見込みとなっています。

次に、主な課題として、高齢化の進展に応じた高齢者向け住宅等の供給確保や確保しやすい

仕組み及び高齢期に備えたバリアフリー化等の  
リフォームが行われる仕組みづくりが必要とな  
っています。

資料左下、4計画の概要を御覧ください。現  
行計画において三つの目標を掲げています。こ  
の目標については、現状と課題を踏まえ、また  
おおいた高齢者いきいきプランとの調和を図る  
ため継続して取り組んでいきます。

これらの目標を達成するため、下の表に示し  
ているとおり、五つの基本指標を掲げています。  
表中の目標1と目標2において、新たに基本指  
標を設定します。

資料下段の右側を御覧ください。主な変更内  
容は、新たな基本指標としてセーフティネット  
住宅の戸数、公営住宅のバリアフリー化率を設  
定し、取組の成果を明確化していきます。

次に高齢者の方々が安心して地域に住み続け  
られるように、サービス付き高齢者向け住宅の  
食堂を地域の方々も使用できるよう登録基準を  
緩和し、地域交流を促進します。

計画期間は、おおいた高齢者いきいきプラン  
と合わせるため令和3年度から5年度とし以降  
3年ごとに見直しを行います。なお、本計画に  
親しみを持っていただくため、おおいた高齢者  
安心すまいプランを愛称として使っていきます。

今後のスケジュールは、今年度の12月までに  
大分県高齢者福祉施策推進協議会や関係団体か  
ら意見をいただきながら素案を作成し、1月か  
ら2月にかけてパブリックコメントを行い、3  
月中に公表予定です。

**阿部副委員長** ただいまの報告について、質疑、  
御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部副委員長** 委員外議員の方、何かありませ  
んか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部副委員長** 別に、御質疑等もないので、こ  
れで諸般の報告を終わります。

委員の皆さま、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部副委員長** 別がないようですので、これを  
もって、土木建築部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

**阿部副委員長** それでは内部協議を始めます。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、  
お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉  
会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部副委員長** 御異議がありませんので、所定  
の手续を取ることにします。

次に、前回の委員会で副委員長に一任いた  
だいていた参考人招致についてです。

12月11日の午後1時30分より、大分地  
方气象台の立川真彦氏をお呼びして、大分県  
の気象特性と防災気象情報について、御意見を  
聴取することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部副委員長** それでは、そのようにします。  
なお、福祉保健生活環境委員会との合同開催と  
なります。

次に、県内所管事務調査についてです。濱田  
委員長の御逝去により延期していた調査は、1  
2月17日、18日に改めたいと思います。こ  
れに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部副委員長** それでは、そのようにします。

行程については、延期前から変更ありません。  
出欠の変更等があれば、事務局にお伝えくださ  
い。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部副委員長** 別がないようですので、これで  
委員会を終わります。

お疲れさまでした。